

令和7年度介護サービス指定候補事業者再公募に関する質問の回答について

Q：地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等からの転換）の整備にケアハウスは対象になるのか。

A：軽費老人ホーム（ケアハウス）についても本公募の対象になります。

公募要領には、「応募時点において、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であること。」と記載しておりますが、（地域密着型）特定施設入居者生活介護の指定を受けることができる特定施設※は本公募の対象となります。

※「特定施設」とは有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームを言います（介護保険法第8条第11項、介護保険法施行規則第15条）。サービス付き高齢者向け住宅のうち、有料老人ホームの定義に該当するものは、特定施設に該当します。

Q：地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等からの転換）の整備は全圏域で10床となっているが、圏域ごとに10床の整備という意味か。

A：本公募に係る整備は圏域ごとに10床ではなく、全圏域で合計して最大10床になります。